

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 8月27日
【会社名】	株式会社サカタのタネ
【英訳名】	SAKATA SEED CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂田 宏
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号
【電話番号】	(045)945-8800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長兼経理部長 宇治田 明史
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号
【電話番号】	(045)945-8800 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長兼経理部長 宇治田 明史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年8月25日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年8月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき金13円

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、業務を執行しない取締役及び監査役との間においても責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、定款第28条及び第36条の一部を変更する。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるため、定款第30条に第3項を新設する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、坂田 宏、内山 理勝、金子 英人、加々美 勉、本田 秀逸、宇治田 明史、黒岩 和郎、古木 利彦、菅原 邦彦の各氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、佐藤 順信氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、永島 民雄氏を選任する。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役 荒川 弘、太田 誠及び田崎 正光の各氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	332,767	9,929	-	(注)1	可決 97.10
第2号議案	342,046	674	-	(注)2	可決 99.80
第3号議案				(注)3	
坂田 宏	312,261	30,454	-		可決 91.11
内山 理勝	336,322	6,393	-		可決 98.13
金子 英人	336,320	6,395	-		可決 98.13
加々美 勉	336,329	6,386	-		可決 98.14
本田 秀逸	336,319	6,396	-		可決 98.13
宇治田明史	336,290	6,425	-		可決 98.13
黒岩 和郎	340,960	1,755	-		可決 99.49
古木 利彦	340,950	1,765	-		可決 99.48
菅原 邦彦	340,840	1,875	-		可決 99.45
第4号議案				(注)3	
佐藤 順信	333,682	9,037	-		可決 97.36
第5号議案				(注)3	
永島 民雄	339,156	3,561	-		可決 98.96
第6号議案	326,082	16,639	-	(注)1	可決 95.15

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成割合は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上